

徳島県告示第六百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
大麻山鳥獣 保護区	鳴門市大麻町板東の大麻比古神社参道祓川橋北詰を起点とし、同所から板東谷川右岸を南西に約一〇〇メートル進み同神社第一駐車場南東側入口前の道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を同市北灘町方面に進み卯辰越に至り、同所から稜線（りょうせん）を北東に進み大麻山山頂の奥宮峯神社に至り、同所から稜線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道を南に進み中谷川と板東谷川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の地域	三二〇ヘクタール	令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	当地区は鳴門西部に位置し、大麻山県立自然公園に指定されている。南側山麓には阿波国・淡路国両国の総鎮守として位置づけられている大麻比古神社があり、多くの参拝客が集まるとともに、大麻山への登山者も多い。植生は、山頂付近は県内有数のアカガシ群落となっており、また中腹以下はかつてはアカマツ群落とされていたが、区域の大部分がマツクイムシ被害を受けて現在はクヌギ、コナラ等を中心とする二次林となっていて、野生鳥獣の生息環境として良好であると認められることから、鳥獣保護区に指定することにより、良好な鳥獣の生息環境を維持するとともに当該区域が県民が野生鳥獣にふれあう場となることを図るものである。

<p>植桜鳥獣保護区</p>	<p>吉野川市川島町桑村の県道神山川島線と市道新池尻一号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道下山田・湯吸線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道平草一一号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道平草九号線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み湯吸谷川に至り、同所から同川を南に進み県道植桜鴨島線との交点に至り、同所から同県道を北及び西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を一般国道一九二号方面に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>七七ヘクタール</p>	
<p>同</p>	
<p>身近な鳥獣生息地</p>	
<p>当地区は、吉野川市川島町の大正池とその南側に位置する山林を中心とした保護区である。区域内には杉の植林地のほか、広葉樹なども多く見られる。大正池を含むいくつかの池と、一部に農地、宅地などが存在している。区域の北側は植桜公園や植桜生活環境保全林が整備されており、多くの地域住民が利用している。</p> <p>このようなことから、鳥獣保護区に指定することにより、良好な鳥獣の生息環境を維持するとともに当該区域において県民が野生鳥獣にふれあう場となることを図るものである。</p>	